

長期収載品の選定療養について

令和 8 年度の診療報酬改定により、令和 8 年 6 月から長期収載品といわれる後発医薬品のある先発医薬品のうち要件にあった長期収載品を患者さんが希望した場合は、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として患者さんが自己負担することが決まりました。

- ・「長期収載品の選定療養」の範囲は、後発医薬品が上市されてから 5 年経過した長期収載品、又は後発医薬品への置換率が 50%を超える長期収載品が対象になります。
- ・選定療養費は、保険給付ではない為、消費税が上乗せされます。
- ・外来患者さんが対象で、入院患者さんは対象外です。
- ・選定療養費の計算方法は長期収載品の価格と後発医薬品の最高価格帯との差額の 2 分の 1 を薬剤料に変換した上で算定します。
- ・注射剤も対象です。
- ・公費負担患者も対象となります。
- ・処方医が医療上の必要性があると判断した場合、又は、後発医薬品の提供が困難な場合は選定療養の対象外となります。

※後発医薬品の場合は選定療養費はかからず、保険診療分の自己負担のみです。

またいつでも後発医薬品を選択することは可能です。

令和 8 年 6 月

医療機関名： 社会医療法人平成醫塾 苫小牧東病院